



英国における議会改革と日本への示唆

レスリー・コナーズ博士

「議会の母国」

- 1865年以來、英国は「議会の母国」として知られている。
- 13世紀以來、議会は開かれてきた。
- 2009年現在、英国の議会政治は、すべてが良いという状況ではない。

議会に対する評価は、あまり高くない

- わずか19%の人々が、議会は自分たちのためになっていると思っている。
- わずか32%の人々が、議会がどのように機能しているかをよく理解しているという。
- 53%の人々しか、議会に関心をもっていない。
- 議会に対する評価の低さ：
 - 最近のスキャンダルによって悪化している
 - 議会の権限喪失による
 - 改革の必要性に対する議論が高まっている

講演の概要

- 用語の説明
- 現在までの改革
- 日本への示唆

用語の説明

- 英国の政治システム
- ホワイトホール・モデル
- 憲法上の変化
- 議会改革

英国の政治システム

- 強力な内閣制
 - 議会主権
 - 下院における過半数
 - 党議拘束のある政党
-
- 議会の機能
 - 責任、監視、議論



ホワイトホール・モデル

- 公務員(官僚)は、終身雇用、政治的に中立、匿名、能力により任命される
- 公務員(官僚)は、大臣に対して助言を与え、政策を実施する
- 公務員(官僚)は、行動規範や公務員指導書に従う

憲法上の変化

- 立法権限の委譲
- 規制権限の委譲
- 情報公開法
- 人権法



議会の権限の縮小

議会改革と改革の推進力

- 改革への努力
- 改革への主動力
 - 下院の近代化のための特別委員会
 - ・ 効率 対 影響力
 - 王立委員会、特別委員会、貴族院改革のための両院合同委員会
 - ・ 第一段階改革 対 第二段階改革

現在にいたるまでの改革一目標

- 民主的過程における信頼の喪失と戦う
 - 時事的問題によりよく対応する
 - 透明性を増す
- 議会を近代化する
 - 組織的効率を改善する
 - 影響力を改善する

現在までの改革—その例

- 立法過程に対する改革
 - 原案の公表及び立法前の審査
 - 一般法律案の繰越
 - 立法審議日程の設定
- 委員会過程に対する改革
 - 省別特別委員会
 - 一般法律案委員会

立法過程の改革 (1)

- 草案の公表及び立法前の審査

- どうするのか?

- ・ 法案が正式に提案される前に、委員会において審査がおこなわれる
- ・ 言語あるいは文書による証言を集めることができる

- 何が達成されたか?

- ・ 参加を広げる—議会のインプットを改善する
- ・ 政府立法のより円滑な通過

⇒ 効率と影響力の両方を高める ⇒ より良い法律

立法過程の改革(2)

一般法律案の次の会期への繰越

- どのように法案は法律になるのか
 - ・ 一会期中に、両院を通過したもの
- どのように繰越はおこなわれるのか
 - ・ 法案は、大臣の要請により繰り越すことができる
- 何を達成するのか
 - ・ 議会の仕事を引き延ばす
 - ・ 法案をより包括的に審査することができる

⇒ 効率と影響力の両方を高める ⇒ より良い法律

立法過程の改革 (3)

- 立法の審議日程の設定
 - 討議打ち切り
 - 対 審議日程の設定
 - 対 立法議事委員会

委員会過程に対する改革

- 省別特別委員会
- 一般法律案委員会



省別特別委員会 (1)

- 政府の政策及び省の活動に対する国会議員の監視のための最も発達した機関
- より合意的であまり党派的ではない
- バックベンチャーのための代替的キャリア構造
- 主な仕事:
 - 政策提案及び法律原案の審査
 - 省庁の出版物、目標及び費用の監視
 - 立法後の評価
 - 主要な公的な任命の審査

省別特別委員会(2)

- 権限
 - 小委員会
 - 共同作業
 - 自己規制的
 - 召喚権限
- 問題
 - 委員の選出-委員会設置
 - 政府の会計の不完全な監視
 - 召喚権限の限界

一般法律案委員会

- 以前の常任委員会
 - 政府によって支配されていた
- 新しい一般法律案委員会の権限
 - 口頭及び文書による証言を得る
 - 議会及び非議会機関へのアクセス
 - 法案の条文ごとの審査
- 効果
 - 議会監視の改善
 - 一般大衆のより多くの関与

貴族院に対する改革 (1)

- 問題:
 - 特徴、構成、役割及び機能
- 二院の相違:
 - 議員歴の長さ、活動の仕方、専門家委員会、大衆の評価
- 二院の関係
 - 国会法に規定されている
 - 慣習により運営されている
 - ・ ソールスベリー慣習、「合理的な時間」、委託された立法、ピンポン玉のような改正

下院の優越

貴族院に対する改革(2)

改革の影響

- 固有の党派的不均衡の喪失
- 正統性及び積極性の増加
- クロスベンチャー及び第三政党の役割の変化
- 専門性の増加
- 一般大衆の評価の高まり



現在の状況

- 次に、上院では何が起こるのか？
- 改革にもかかわらず、英国議会の影響力は限られている。その理由は：
 - 行政部と立法部の権限の融合
 - 団結した政党システム
 - 議題に対する政府のコントロール

日本への教訓(1)

- 英国の中央集権に対して日本の政治的中心部における権力の欠如
 - 英国の改革は、議会主権の理想ではなくて、行政部主権の現実にもとづいている。
 - 英国においては、中立的、非政治的公務員の規範が存続している。
 - 英国の首相の役割は、より大統領的になってきている。

日本への教訓 (2)

- 鳩山政権は、日本における中央集権的意思決定の欠如と戦っている。
 - 官僚に対する新しい行動規範
 - 与党の力を弱める
 - 詳細なマニフェストの約束
 - 国家戦略局および主題別内閣委員会
- 英国の改革から学ぶことができるのか？
 - 参議院に対する新しい改正、審査、そして憲法上の監視の役割？
 - 立法前の審査、特別委員会、国会改革のための常設委員会？
- 政治文化の変化？